

第7号様式 (第13条関係)

見 解 書 提 出 書

平成30年4月10日

京都府知事 山田 啓二 様

所在地 大阪府枚方市大字尊延寺 2949番地  
名称 枚方京田辺環境施設組合  
代表者の氏名 管理者 石井 明



京都府環境影響評価条例第12条の規定により、見解書を別添のとおり提出します。

対象事業の名称	枚方京田辺環境施設組合 可燃ごみ広域処理施設整備事業
対象事業の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第8条第1項に規定する一般廃棄物焼却施設の設置の事業
対象事業の規模	一般廃棄物処理能力: 168t/日 [7t/時間]
対象事業が実施されるべき区域	京都府京田辺市田辺ボケ谷、甘南備台二丁目地内ほか

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4 (縦長) にしてください。



方法書についての住民等の意見に対する見解書

(1) 事業計画の概要

No.	住民等の意見	事業者の見解
1	<p>平成30年3月12日枚方京田辺環境施設組合は京田辺市役所3階305号室で第1回可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定委員会を開きました。京田辺市民には何にも説明もありませんでした。私は洛南タイムス社で記事をみつけて出席し、事業の選定委員会を傍聴しました。総ての議事が終わった時に委員長に選定された方が、「今日の状況からみていつかどこかで災害のことをきちんと書いておかねばなりませんね」といわれたことがやっぱりという思いでした。この地アチラ谷（甘南備台）、ボケ谷のことは京都府民としては、よく知っている地すべり地で又とう曲（活断層）も多いところです。京田辺市住民には、ほとんど説明もなく知らせることもなく大きな事業がどんどん進んでいくことが心配です。</p>	<p>枚方京田辺環境施設組合では、可燃ごみ広域処理施設の整備及び運営を行う事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、「枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定委員会」を設置しています。平成30年3月12日に傍聴されたのは、同委員会の1回目の委員会でした。</p> <p>また、ご意見にありました地すべり地形等については、方法書 P4-9No.28 及び No.29 事業者の見解のとおり対象事業実施区域には分布していませんが、施設の整備に当たっては、災害にも十分耐えうる安全な施設の整備に努めます。</p> <p>今後も引き続き、組合ホームページなどによる情報提供を行います。</p>
2	<p>枚方市が東部清掃工場を稼働させてから平成11年11月11日文書にもあるが（京都側にも配慮する。）何ら事後調査もせず東部清掃工場のまわり200m程度の事後調査のみでそれを京田辺市環境課へ提出しているのは不誠実としかいいようがない。Aの花がかれたから移植したという文言もみた。約5000ページほどの情報公開してもらっています。</p>	<p>枚方市東部清掃工場に係る環境影響評価の事後調査については、枚方市が大阪府環境影響評価条例に基づき、事後調査（平成16年～平成26年）を行い、その結果を大阪府に提出されています。</p> <p>今後、環境影響評価を進めるに当たっては、その結果も活用していきます。</p>

No.	住民等の意見	事業者の見解
3	<p>「総務大臣からの許可を受けた」となぜかおっしゃるがその文章も情報公開をやったの思いで出して頂いたがほとんど枚方市のいい分ばかりである。</p>	<p>総務大臣からの許可は、京都府京田辺市と大阪府枚方市が可燃ごみの広域処理を行うに当たり、地方自治法に基づく一部事務組合を設立して行うために、平成 28 年 3 月にそれぞれ京田辺市議会及び枚方市議会の議決を経て、総務大臣に「枚方京田辺環境施設組合」の設立申請を行い、許可を受けたものです。</p>
4	<p>市道整備区についてもこれは京田辺市にあるのだから京田辺市が勝手にすると説明されているが、このことについても、どこまでが市道でどこが府道で、どこが国道かは普通の人間ではわからない。</p> <p>説明会では「ボケ谷」としか説明されていない。甘南備台も入る。その地域を正しく説明しなければならないと思う。</p>	<p>市道整備工区と処理施設工区の範囲については、方法書 P1-5 の図 1-3.3 に、市道の線形は方法書 P1-6 の図 1-3.4 にお示ししています。</p>
5	<p>図 1-3.4 の赤い線内が環境アセスメントの対象では環境アセスメントの意味がない。</p> <p>恒風あり、全部京田辺市が環境影響を受ける。同志社大学あたりが、バックグラウンド濃度が高くなるという文章を出している。</p>	<p>図 1-3.4 の赤い線は、本事業を行う範囲を示したもので、環境影響評価を実施すべきとして設定した調査地域は方法書 p2-1 から p2-3 に示しています。</p> <p>また、京田辺地域気象観測所の風配図は方法書 P2-4 の図 2-2.1 に示すとおり、全方向に風は吹いていますが、今後行う風向・風速の現況調査を踏まえ、本事業実施に伴う大気質への影響について予測及び評価を行い、その結果を準備書でお示しします。</p>
6	<p>図 1-3.5 の図によると枚方東部清掃工場と同じ位置に立つことにより 100m の煙突が並ぶ。その図も影像をかえて住民に示すのはおかしい。</p>	<p>図 1-3.5 は、近隣も含めた処理施設の既存施設と計画施設の状況を示した図です。また、既存施設の煙突などと併せたフォトモンタージュによる景観予測は、準備書でお示しします。</p>

No.	住民等の意見	事業者の見解
7	<p>1-10 施設位置の検討経緯</p> <p>下から3行目住民合意と文言があるが住民はほとんど知らない。地域にプラスチックの集め方など市役所から説明にこられたが、この話は何らしなくて、質問した時は「その話は、今、しないで下さい。」といわれた。近年はずっと、ごみ減量化の話で住民は必死に活動していた。</p>	<p>ごみ処理施設整備基本構想は、京都府京田辺市及び大阪府枚方市でそれぞれ策定されてきたものであり、その過程で、基本構想案を公表し、パブリックコメントを行い、住民意見を考慮して策定されています。</p> <p>また、ごみ減量化施策については、構成市のごみ処理基本計画に示されています。</p>
8	<p>東部清掃工場+穂谷川清掃工場+甘南備園+全枚方市の分を燃やして京田辺市側へ煙突排気ガスを出しては、いくら厳しい値を設定してもらっても0には絶対なりません。この部分を京田辺市市民に十分説明する必要があります。</p>	<p>一例としてダイオキシン類でみると既存施設の甘南備園焼却施設の法令基準（自主基準）5ng-TEQ/m<sup>3</sup>N に対し、本事業では自主基準値 0.05ng-TEQ/m<sup>3</sup>N を設定しています。また、本施設の供用開始に伴い、現在の甘南備園焼却施設は稼働を停止することとしています。</p> <p>こうしたことから、全体として現在よりも環境への負荷が小さくなるものと考えています。今後、詳細な予測及び評価を行い、その結果を準備書でお示しします。</p>
9	<p>簡単に下水道放流といわれますが下水道を管理するのは京田辺市の下水道です。</p> <p>平成30年度の下水道使用料や管理がどうなっているのか、まだ農業が主体となっている京田辺市民としては、その点も費用や安全をきちんと市民に示して下さい。</p>	<p>本事業のプラント排水については、排水処理後、循環利用を行い余剰なものについてのみ下水道の排除基準を満たした上で下水道へ放流する計画としています。</p> <p>なお、下水道使用料や管理のご意見につきましては、関係機関へお伝えします。</p>
10	<p>この施設の近くにはまだ住民が多く住まわれている様子がありませんが、数々の小規模施設が建ちならびまさに、てしまの様になります。私たち京田辺市民はあまり行かないかもしれませんが、大型ダンプが走りまわり普通の車が走れない時もあります。（事故も京都府で一番多い。）</p>	<p>施設利用車両や工事用車両の走行に際しては、安全運転を徹底します。また、走行時間帯を検討し、渋滞への影響を軽減できるように車両の分散に努めます。</p>

No.	住民等の意見	事業者の見解
11	騒音、振動も含めて大変こわいと思っています。	<p>工事中の建設機械及び工事用車両並びに供用後の施設稼働及び施設利用車両については、低騒音・低振動機器の導入や車両の分散等に努めます。</p> <p>なお、対象事業実施区域周辺及び主要走行ルートにおいて、現況調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書でお示しします。</p>
12	<p>関係車両の主要走行ルートとして、国道 307 号を 700m 京田辺市域を走ると説明されていますが、京田辺市道を整備する計画とありますが、市道の整備は全部京田辺市道や。誰が支払う税金でまかなうのですか。もう少し京田辺市のことを考えて欲しい。</p>	<p>本事業と同時期に整備される道路は、公共の用に供される道路であり、京田辺市が市道として整備するものです。</p>
13	<p>1-12</p> <p>動物、植物、生態系への地域景観と調和するよう配慮するとあるが、絶対に自然環境、動物、植物をつぶしてよい環境が生まれるわけがありません。一度つぶした自然は 2 度ともどりません。口にチャックして枚方市側のいいぶんだけをきくのはやっぱり悲しいです。</p>	<p>本事業の実施に伴い土地の改変を行います。本事業を実施するに当たり、現況調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行うことにより、事業に伴う動物、植物、生態系への影響をできる限り低減するよう努めます。</p>
14	<p>焼却に伴う熱を利用して発電を行い、施設内で消費する電力を賄うとともに余剰電力を売却するとありますがプロにたずねたところ売電までいかないといわれた。</p> <p>東部清掃工場の売電はいくらぐらいですか。</p>	<p>枚方市東部清掃工場では、平成 27 年度は 29,862MWh 発電し、そのうち、14,954MWh を売電されています。</p>

(2) 地域の概要

No.	住民等の意見	事業者の見解
15	<p>2-1</p> <p>煙突排出ガスによる大気質の影響が想定する範囲を示していますが、ここに記されていることは本当ですか。京田辺市では、同志社大学のあたりが一番バックグラウンド濃度が高いという文章が情報公開されています。(全京田辺に影響あり)</p>	<p>煙突排出ガスによる大気質の影響が想定される範囲については、計画段階環境配慮書で既存文献から予測した結果です。今後、現況調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書でお示しします。</p>
16	<p>図 2-2.3 大気環境測定位置図について</p> <p>この位置点について、緑、ピンク、オレンジの点の一般的な意味がよくわからない。バランス良くされている様にしかならない。</p> <p>しっかり説明してほしい。(住民と市と業者とっていながら住民には説明がない。)</p>	<p>図 2-2.3 の緑の点は、大気汚染防止法に基づき京都府又は枚方市がその地域の一般的な大気環境を常時、測定するために設置している「一般環境大気測定局」です。</p> <p>ピンクの点は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、枚方市がその地域の一般的なダイオキシン類の大気濃度を測定するための地点です。</p> <p>オレンジの点は、第二京阪道路による道路沿道地域の環境を監視するために枚方市が設置している「第二京阪道路監視局」です。</p>
17	<p>2-11 微小粒子状物質</p> <p>王仁公園、田辺、長尾、津田の位置を示した根拠を教えてください。(住民主体はどうなったのですか)</p>	<p>調査地域の周辺状況を把握するため、現在、行政が設置している浮遊粒子状物質測定局は、田辺、王仁公園、長尾及び津田であったことから表 2-2.10 にお示したものです。</p> <p>なお、微小粒子状物質測定局は、田辺及び王仁公園の 2 局です。</p>
18	<p>図 2-2.4</p> <p>自動車騒音測定は何を説明するものですか</p> <p>きちんと説明してほしい。騒音については、ずいぶんこまったことがあります。常時監視地点があるのはわかりますが、この青いポイントの意味がわからない。</p>	<p>調査地域の周辺状況を把握するため、現在、行政が行っている自動車騒音の測定位置をお示したものです。</p>

No.	住民等の意見	事業者の見解
19	<p>2-17</p> <p>この緑の点についても、ごみ焼却場との関係がどうあるのですか。</p>	<p>調査地域の周辺状況を把握するため、現在、行政が行っている道路交通振動の測定位置をお示ししたものです。</p>
20	<p>2-19 河川</p> <p>河川については、当然、高いところから低いところに流れるのはあたりまえで、この位置にごみ焼却場をつくれば水はすべて下流に流れる。あまりにもひどい話しだと思う。</p>	<p>本事業のプラント排水については、排水処理後、循環利用を行い余剰なものについてのみ下水道の排除基準を満たした上で下水道へ放流する計画としています。</p> <p>また、雨水については、プラント排水等、可燃ごみを処理する過程で発生する排水とは分離し、河川へ放流します。</p> <p>このことから、汚水が河川に流出することはありません。</p>
21	<p>2-33 地盤の状況</p> <p>京田辺市では地盤沈下の測定はない、とあるが京田辺市では地すべり地が多くある。これはきちんと災害地名という本にもものっている。報道もされている。</p>	<p>京田辺市では、地盤沈下の測定地点がないという事実を記載したものです。</p> <p>また、地すべり地形については No. 1 の事業者の見解のとおり対象事業実施区域には分布していません。</p>
22	<p>2-34 地質について</p> <p>京都府の地震被害想定調査では、京田辺市とくに大きな揺れを生じさせる地震として「生駒断層」「木津川断層」を挙げている。市内大半が震度6、大住・薪の東部は震度7、市内西南部の府境丘陵地はほぼ震度6弱（事業者選定委員会の委員長になった方はこの点は認識されている。）</p> <p>対象事業実施区域の地質は礫が大半、その通りです。</p>	<p>「生駒断層」や「木津川断層」の活動による震度予想については、京田辺市地域防災計画や枚方市地域防災計画等で承知しています。</p> <p>本事業で建設する建築物については、大阪府枚方市及び京都府京田辺市が策定した可燃ごみ広域処理施設整備基本計画において「官庁施設の総合耐震計画基準において『大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。』とされている耐震安全性の分類がⅡ類とする建築物を適用して設計を行う」としています。</p> <p>なお、東日本大震災や熊本地震において、ごみ焼却施設においても被害を受けておりますが、建物が倒壊するような被害はないと聞いています。</p>

No.	住民等の意見	事業者の見解
23	<p>2-38</p> <p>京田辺市ではこの地に示されるように重要な動植物がいっぱいあります。このページではきちんと示されているなら、私達は絶対にまもりたいものです。</p> <p>東部清掃工場をつくる時には私たちのところにはないといってうめたて地にされていたのはよく覚えています、10年前と現在では同じです。</p> <p>何故この計画が市民に知られない内につくられたのか、こまります。</p>	<p>本事業の実施に伴い土地の改変を行いますが、本事業を実施するに当たり、現況調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行うことにより、動物、植物、生態系への影響をできる限り低減するよう努めます。</p> <p>なお、東部清掃工場に隣接する元下水道汚泥処分地については、安全対策工事が完了し、現在、枚方市が東部公園として市民に開放されています。</p> <p>また、本事業計画については、その経過を第1章でも記載していますが、P4-13 No. 41 の事業者の見解のとおり、両市の広報等により状況をお知らせするとともに、パブリックコメントを行い、住民意見も踏まえながら事業を進めてきました。今後も引き続き、組合ホームページなどによる情報提供を行います。</p>
24	<p>2-71 景観及び人自然との触れあいの活動状況</p> <p>京田辺市は甘南備山を中心として、お正月の山のぼりをはじめ自然の散歩道として自然のふれあいを近隣の人々としても楽しんでいます。枚方のように70年早くひらかれた町ではなく、やっと20年の市政のまちです。お茶、山いも、なすなど自然豊かなまちです。大切に守りたいものです。</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場を評価項目として選定し、現況調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書でお示しします。</p>
25	<p>2-81 2) 将来の土地利用計画</p> <p>これを読む限りまったく枚方市のいいぶんのみです。他人のことを考えない自分たちのまちは高い位置にあり利点のみ強調されている。</p>	<p>将来の土地利用計画については、京田辺市都市計画マスタープラン及び枚方市都市計画マスタープランに記載されている調査地域周辺に関連する内容をお示したものです。</p>



No.	住民等の意見	事業者の見解
26	<p>2-91</p> <p>この施設をつくることによって京田辺市の全学校、全保育施設、全幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、各種学校、大学、病院、児童発達支援センター、有料老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、児童発達支援センター、全図書館、中部住民センターに配慮を要するとありますが、どう配慮すればよいのか。きちんと報道しない限り誰も声をあげません、あげられません。京田辺市の誰がこのことに声をあげるのですか？</p> <p>特に配慮が必要とするものとして、京田辺市同志社大学キャンパス（一番濃度が高い）、社会福祉法人みみづく保育園、薪幼稚園、薪小学校、京都府立こども発達支援センターがあげられていることは市役所の方々はどう考えておられるか、訴える方々がわからない。京田辺市教育委員会にも話しをしましたが・・・。</p>	<p>本事業を実施するに当たり、現況調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行うことにより、配慮を必要とする施設への影響をできる限り低減するよう努めます。</p>
27	<p>2-97</p> <p>電波はどうされるのですか。</p>	<p>地上デジタル放送の電波は、大阪局（生駒山）及び京都局（比叡山）からの電波到来がありますが、近傍に住居等の保全対象がないため、環境影響評価項目に電波障害は選定していません。</p>
28	<p>2-107</p> <p>この図によって×と○にかかわるとききちんと説明する必要がある。文化財がいっぱいある。それも住民に知らせること。</p>	<p>P2-107の表2-2.76については、対象事業実施区域及び調査地域内における法令等に基づく地域・区域等の指定の有無を示し、P2-108以降でその内容を説明しています。</p> <p>なお、本事業を実施するに当たり、必要な措置を講ずる必要があるものについては、適切に対応します。</p>
29	<p>2-111</p> <p>やっぱり枚方市はこの位置に廃棄物を地下においていた。本当に今安全なのか。すごくこわい。</p>	<p>東部清掃工場に隣接する元下水道汚泥処分地については、方法書P4-11 No. 38の事業者の見解のとおりです。</p>

No.	住民等の意見	事業者の見解
30	2-112 鳥獣保護はつukれないのではないか。	<p>対象事業実施区域は、特定猟具使用禁止区域（銃）に該当し、鳥獣保護区には指定されていません。</p> <p>なお、鳥獣保護区であっても建築物の制限を受けません。</p>
31	2-127 生活環境保全に関して大阪府域ではあるが、ここは大阪府域ではない。やっぱり枚方市のことしか考えていない。	<p>P2-125 以降の公害の防止に係る規制の状況には、調査地域に適用される規制を掲載しています。</p> <p>調査地域は、京都府域と大阪府域に跨るため、京都府域に係る規制基準と、大阪府域に係る規制基準を掲載しています。</p>
32	2-159 ダイオキシン類による水質の汚濁 まず東部清掃工場の結果、京田辺市側がどうなったかをきちんと示し、そしてその後の検査をするのが大切ではありませんか。	<p>枚方市東部清掃工場では、プラント排水は、全て排水処理した後、枚方市公共下水道へ放流しており、ダイオキシン類の公共下水道中の濃度は、平成 29 年上半期では 0.00052pg-TEQ/L（排除基準：10pg-TEQ/L）でした。</p>
33	2-174 この焼却場は公営だといいいながら時によって京都府の環境基本計画を出したり、時によっては大阪府の環境基本計画を出したりあまりにも勝手すぎる。	<p>調査地域は、京都府域と大阪府域に跨っており、京都府と大阪府の環境保全に関する計画等との整合を図る必要があることから、両府の基本計画等を掲載しています。</p>
34	2-178 地球温暖化の意見書は京田辺市では日程が変更された。市民、事業者、行政が一体となって地球温暖化対策をより一層推進するためにと表現しているが京都と大阪で考えねばならないのに京都府京田辺市で大阪のごみを燃やす計画を出されるのがおかしいです。	<p>方法書 P4-12 No. 40 の事業者の見解のとおり、一般廃棄物の焼却処分を広域で行う場合は、温室効果ガスの排出量を市町村の処理量ごとで推計することになります。</p>
35	2-182～183 京都府の考え方やり方、大阪府の考え方やり方がまったくことなるのに大阪府のごみを受けることがなっとくできない。	<p>京都府循環型社会形成計画と大阪府循環型社会推進計画は、いずれも環境への負荷をできる限り低減し、循環型社会を実現していくための方策であることに異なる点はないと認識しています。</p>

No.	住民等の意見	事業者の見解
36	2-188 豊かな自然や歴史をまもるのは京都府も大阪府も同じです。このページでも枚方市の勝手です。	調査地域に関係している景観計画を参考として掲載しています。
37	2-191、192 このページにあるように京田辺市にはどれだけ多くの国宝はじめ史跡文化財環境保全地区等々いっぱいあります。どう守っていくか。全市民で考えねばならないのにこのことを知る人も少なく情報を公開されないのが悲しいです。 2-194、195 京田辺市教育委員会が口をとざさないでほしい。	対象事業実施区域には文化財、天然記念物等の保全が必要となるものは存在しないため、環境影響評価項目として選定していません。 なお、一般に文化財や埋蔵文化財は、文化財保護法等関係法令に基づいて適切に記録・保存されるものと考えています。

### (3) 計画段階環境配慮書の概要

No.	住民等の意見	事業者の見解
38	3-2 煙突の高さ 100mと 50mの比較については、11 年前枚方市が説明された 100m にしたらより遠くへ濃度をとばす。 枚方市へは迷惑をかけないと説明されたことを思い出す。 本当の説明を住民にすべき。そして煙突が 2 本並ぶ複合汚染を示して下さい。	今後、実施する大気質の現況調査は、甘南備園焼却施設及び枚方市東部清掃工場が稼働している中で、調査を行う計画です。調査の結果に本事業による影響を加えて予測及び評価を実施し、準備書でお示します。

(4) 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解

No.	住民等の意見	事業者の見解
39	<p>4-3 配慮書についての知事の意見及び事業者の見解</p> <p>事業者は誰ですか。もう決定されているのですか。</p> <p>平成29年8月17日に事業者に送付されたとありますが、平成30年3月12日に事業者の説明されたのを市民が傍聴しましたがどの事業者がこの見解を示したのか住民にはわかりません。このあと会議では非公開とおっしゃいましたが総て住民はかやの外で事業が進められるのはおかしい。</p> <p>民主主義の国ですか。住民ははじかれた。</p>	<p>配慮書についての知事意見に対する見解を示した事業者とは「枚方京田辺環境施設組合」です。</p> <p>一方、平成30年3月12日に傍聴されたのは「第1回枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定委員会」であり、第2回以降の委員会は、事業者選定に関する審議を進めるため、「事業者等の正当な利益を害する恐れ」や「意思形成を適正又は公正に行うことに支障が生じる恐れ」があることから、委員会設置条例第6条第5項に基づき、委員会を非公開としたものです。ただし、委員会の概要については、組合ホームページなどによる情報提供を行います。</p>

(5) その他（他の機関に対する意見等）

No.	住民等の意見	事業者の見解
40	<p>2-83</p> <p>京田辺市では京都府の水道事業により府営水を購入しているが本来ならば地下水だけでまかなえるということを知り36年前転入していたことを教えてもらい木津川源流まで見に行った。このページでもきちんと書かれている。しかしそれを知る人は少ない。もっと京田辺の人々が真実を知らねばならない。京都府として考えてほしい（京都府営水もしっかりかかっています。）。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。</p>
41	<p>2-103</p> <p>都市計画については枚方市ではきちんとできているそうですが、京田辺市では、ボケ谷とアチラ谷のみがまだできていず、申し出書を出して3月17日にするといつてられますが、それに対してどう判断されるかわからない。こわい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係機関へお伝えします。</p>